

海外で漢字がブームになっています。特に人気なのは「美」。意味はもちろん、書き順の最後の二画が外に向かってキレイに広がっている形も人気の秘密だとか。男性が好む「風」は、最初の二画の書き方で強さや弱さ、優しさなどさまざまなイメージを表現できるから。外国人には漢字が「絵」のように見えるのでしょう。

## 今さら聞けない 経済用語

### 今月の教えてキーワード：【GDPR (General Data Protection Regulation)】

欧州連合（EU）が、個人情報の保護を目的に定めた新規則のこと。2018年5月から適用が開始された。日本語では「一般データ保護規則」という。EU域内で取得したメールアドレスやクレジットカード番号などの個人情報をEU域外へ移転することを原則禁止しており、移転する場合はEUが定めたルールに従う必要がある。日本企業もEUで従業員を現地採用した際などに影響がある。違反した場合、高額の制裁金が課される。

## 知っとこ！「税務のマメ知識」

### 【酒税法の改正でビールが変わる！？】

昔の酒造税は、例外期間を除くと1899年から30年以上にもわたり税率第1位でした。また国税収入の約40%を占めたこともあります。酒造税は1953年から現行の酒税になり、近年は国税収入全体の約2%へと減少しています。その酒税の改正が平成30年4月1日にありました。これまでは似かよう酒類間の税率に格差があり、これが商品開発や販売数量に影響していました。そこで酒類間の税負担の公平性を回復するなどの目的から改革がはじまったのです。改正の内容は、ビール系飲料が10年をかけて、また日本酒などの醸造酒類は5年をかけて税率が統一されます。品目でみるとビールは減税、発泡酒や第三のビールは増税、日本酒は減税、チューハイやワインは増税となります。またビールの定義も改正されました。麦芽比率67%以上が50%以上に、使える副原料が麦・米・



とうもろこし等だったものに、果実や一定の香味料（麦芽の5%以内）が追加されました。これまで麦芽比率でビールの基準を満たしていても、副原料にハーブなどを使うクラフトビールの表示は「発泡酒」でした（税率はビールと同じ）。

しかし、今回の改正で多くのクラフトビールが酒税法上「ビール」と表示できるようになりました。これにより今後は商品開発が加速して、個性を売りにするビールが増えるかもしれません。

## 今を生きる 先人の言葉

天は自ら助くる者を助く

イギリスの作家であるサミュエル・スマイルズの言葉。誰かがどこかでちゃんと見ている。自分で何とかしようとするべきことをやれば、いつしか幸運は訪れる。

## ～梅雨の時期～

関東地方もそろそろ梅雨入りしますね。『梅雨』のイメージといえば、じめじめした湿度に不快感を感じる、雨で衣類や持ち物が濡れてしまう、傘を持ち歩かなければならない面倒くささや、洗濯物が外に干せないなど晴れた日に比べると『雨=憂鬱』と感じることが多い季節でもあります。こんな季節だからこそ、お気に入りの雨具（傘やレインブーツ）のデザインにこだわってみてはいかがでしょうか。使うのが楽しくなるような明るい色、鮮やかなデザインにするなど視覚的アプローチを入れることでプラスのキーワードが付加され、少しでも気分が変わりますね。また移動中音楽が聴ける方は、気持ちが晴れるような明るい曲をセレクトしてみるのもいいですね。じめじめとした梅雨の時期だからこそ、少しでも明るい気持ちになるような工夫をしてみてくださいはいかがでしょうか。



# 365日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

## 今月の商売のヒント：【非常識から学べ】

観光庁によれば平成29年の訪日客消費額は初の4兆円超えで、過去最高を更新しました。外国人をターゲットにしたインバウンドビジネスは今後も伸びていくことが予想され、貴社の商売でも外国人と接する機会が今まで以上に増えるかもしれません。外国人が相手だと真っ先に言葉の壁を心配する人が多いようですが、言葉以上に悩ましいのは常識の違いでしょう。小売業を営むA氏は身をもってそれを実感したばかりです。



A氏が取引先を招いてホームパーティーを開いたときのこと。表向きはざっくばらんな懇親会でしたが、実は新規の取引先であるブラジル人のS氏のサプライズパーティーでもありました。S氏には「午後1時に来てね」と伝えておき、他の人たちは先に集まってS氏を歓迎しようという計画でした。ところがS氏は30分も遅れて来たのです。しかも悪びれた様子はまったくありません。A氏は思わず感情的になって、約束に遅れて来たS氏を非常識だと責めました。しかしS氏は相手が何に腹を立てているのかまったく理解できず、しばらく面食らっていたそうです。ブラジルでは、内輪のパーティーに呼ばれたら始まるの時間より30分ほど遅れて行くのがマナーだったのです。

それは、相手が急いで用意をしなくても済むようにという心遣いでもあり、1時間くらい遅れて行く人も少なくないのだとか。つまりS氏は遅れてしまったのではなく、マナーとしてあえて遅れて来たのでした。約束の時間を守るのが当たり前だという日本と、遅れて行くのが当たり前だというブラジル。後日、その事実を知ったA氏は「当たり前」が違う同士でお互いを非常識だと非難するのは、それこそ非常識というものだったと深く反省したそうです。

国が違えば常識も違う。国が同じでも人の数だけ常識がある。分かっているつもりでも、つい自分の常識が万国共通だと思ってしまうことがあります。時に常識を疑うことも必要だろう。これがA氏にとっての商売の新常識となったようです。



## ～ 今月の税務・労務 ～

### 国税

特別な処理事項なし

### 地方税

個人住民税第1期分の納付

### 労務

特別な処理事項なし

### 和泉会計事務所

〒170-0013

豊島区東池袋 1-25-2

朝日生命池袋ビル 9F

電話：03-3984-9595

FAX：03-3988-0835

